

連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号）

改 正 後

目次

- 第一章 (略)
第二章 連結貸借対照表
第一節・第二節 (略)
第三節 負債（第三十五条 第四十一一条の一）
第四節・第五節 (略)
第三章～第七章 (略)

附則

(特別目的会社の債務等の区分表示)

第四十一条の二 連結の範囲に含めた特別目的会社（財務諸表等規則第八条第七項に規定する特別目的会社をいう。）が有するノンリコース債務（当該特別目的会社の資産の全部又は一部及び当該資産から生じる収益のみを返済原資とし、当該資産以外の資産及び当該収益以外の収益に遡及しない債務をいう。以下この条において同じ。）については、社債又は借入金その他の負債の項目ごとに当該ノンリコース債務を示す名称を付した科目をもつて流動負債又は固定負債に掲記しなければならない。ただし、ノンリコース債務を社債又は借入金その他の負債を示す科目（ノンリコース債務を示す名称を

改 正 前

目次

- 第一章 (略)
第二章 連結貸借対照表
第一節・第二節 (略)
第三節 負債（第三十五条 第四十一一条）
第四節・第五節 (略)
第三章～第七章 (略)

附則

(新設)

付した科目を除く。)に含めて掲記することを妨げない。

2| 前項ただし書の規定により掲記する場合には、社債又は借入金その他の負債を示す科目」と「ノンリース債務の金額を注記しなければならない。

3| ノンリース債務に対応する資産については、当該資産の科目及びその金額を注記しなければならない。

連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第一一十八号）

改 正 後	改 正 前
<p>様式第九号 【社債明細表】 (記載上の注意) 1. ~ 8. (略) 9. <u>特別目的会社</u>（財務諸表等規則第8条第7項に規定する特別目的会社をいう。）の発行している<u>社債がノンリコース債務</u>（第41条の2第1項に規定するノンリコース債務をいう。12において同じ。）に該当する場合には、欄外にその旨を記載すること。 10.・11. (略) 12. 連結決算日後5年内における1年ごとの償還予定額の総額を注記すること。<u>ただし、社債がノンリコース債務に該当する場合には別に注記すること。</u></p>	<p>様式第九号 【社債明細表】 (記載上の注意) 1. ~ 8. (略) (新設) 9.・10. (略) 11. 連結決算日後5年内における1年ごとの償還予定額の総額を注記すること。</p>

連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第118号）

改 正 後	改 正 前
<p>様式第十号 【借入金等明細表】 (略) (記載上の注意) 1. 第37条第1項第2号に規定する短期借入金、同項第3号及び第38条第1項第3号に規定するリース債務、同項第2号に規定する長期借入金（連結貸借対照表において流動負債として掲げられているものと含む。以下同じ。）並びにその他の負債であつて、金利の負担を伴うもの（社債を除く。<u>以下「その他有利子負債」という。</u>）について記載すること。 <u>ただし、ノンリコース債務（第41条の2第1項に規定するノンリコース債務をいう。6において同じ。）については、短期借入金、リース債務、長期借入金及びその他有利子負債とは別に科目ごとに区分して記載すること。</u> 2. ~5. (略) 6. リース債務、長期借入金及びその他有利子負債（1年以内に返済予定のものを除く。）については、連結決算日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額を注記すること。 <u>ただし、ノンリコース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）に係る連結決算日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額については、リース債務、長期借入金及びその他有利子負債とは別に科目ごとに区分して注記すること。</u> 7. (略)</p>	<p>様式第十号 【借入金等明細表】 (略) (記載上の注意) 1. 第37条第1項第2号に規定する短期借入金、同項第3号及び第38条第1項第3号に規定するリース債務、同項第2号に規定する長期借入金（連結貸借対照表において流動負債として掲げられているものと含む。以下同じ。）並びにその他の負債であつて、金利の負担を伴うもの（社債を除く。<u>第6号において「その他有利子負債」という。</u>）について記載すること。 2. ~5. (略) 6. リース債務、長期借入金及びその他有利子負債（1年以内に返済予定のものを除く。）については、連結決算日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額を注記すること。 7. (略)</p>